

# 一般会計からの繰り入れで 国保・介護保険料の引き下げを

れを行うことを行え」と市に求めました。市は「財政健全化の取り組みを踏まえ賦課している」と答弁するのみでした。太田市議は支払うことができる国保料へ減免制度の拡充を求めました。市は「減免制度の拡充は考えていました」と答弁しました。続いて太田市議は「厚生労働省に提出された、第6期介護保険料の試算で寝屋川市は基準月額が現行の4740円から7141円で大阪府下最高額となつている。保険料の引き上

軽減も合わせて求めました。太田市議は「高齢者の保険料負担は重く、現行の保険料9割、8・5割軽減の制度がある中でも滞納世帯がでている。決算審査の資料で1件当たり約5500円、556件303万円が不納欠損になつてゐる。これは負担の限界が来ているのではないでしょ  
うか。後期高齢者医

**市も努力を**

療制度の廃止と負担軽減策が必要です。市として軽減策を探ることを求める」と質問しました。

市は「保険料の賦課は広域連合の事務であり市としての軽減策は考えていない」と答弁しました。

市の責任も問われています。



きには公務員の役割がクローズアップされましたが。しかし、寝屋川市の職員は最盛期の半数近くにまで減員されました。いま、寝屋川市の市役所は市民のいのちくらしを守る砦として活躍しているでしょうか。少しづつ削減されていく中で、私たちも鈍感になつてきているのではないでしようか。

市議会で太田市議は国保料・介護保険料の引き下げを求めました。

最初に国保料について太田市議は「08年200万円所得の4人家族のモデルケースで日本一高い国保料になり、その後、少しずつ保険料の引き下げの努力はなされてきた。しかし、いまだ保険料の滞納は約一万世帯と高い保険料を支払うことが出来ない国保加入者はまだまだ多いのが実態である。国保料の引き下げを市として一般会計か

阪府下で一番高い保険料となつたことで、市民は大変不安になっている。市長は選挙公約で介護保険料の引き下げを約束している。第5期保険料を引き上げるさいにはお詫びもされましたが、第6期こそは引き下げをしてくれると信じている。市民の方もおられるのではないか。市長として自らの公約に照らして第6期介護保険料についてどのように考えているのか。介護保険料を引き下げるには一般会計より法定

外の繰り入れしか方法はない。介護保険料の引き下げを求めると質問しました。市は「試算は給付費の伸びを最大、調整交付金は最小に見込んだもので、12月中に2回目の試算を府に提出をする。介護保険料は今後も適切に設定をする」と答弁をしました。



# 市民負担はもう限界

## 太田市議が一般質問

新嘉坡民報

発行  
日本共産党  
寝屋川市会議員団  
824-1181(内線2399)  
FAX 824-7760  
Email:jcpncc@cc-net.or.jp  
No. 2609

太田 とおる  
高柳2-49-2  
Tn: 8 2 6 - 1 6 6 4

田中 ひさ子  
国松町10-36

中林 かずえ  
宝町4-33

中谷 光夫  
高宮2-19-5

TEL 823-5947  
松尾 信次  
下木田町12-6  
TEL 821-7427

# 市民のくらしを守る市の姿勢が必要 大阪府域地方税徴収機構（仮称）への参加はやめよ

14年12月市議会で太田市議は大阪府域地方税徴収機構（仮称）の設置について質問しました。一般的に地方税回収機構は、地方自治体により設立される「一部事務組合」や「広域連合」といった「法人組織」の形態をとり、地方自治法を根拠法とし、徴収や滞納処分を実行します。

これに対し、今回寝屋川市が参加を予定している機関は「任意組織」です。府内の市町村の任意加入で構成され、府と市町村の職員を相互に併任させる相互併任方式で運営されます。設立の根拠法がなく、租税法律主義からも問題です。

総務省は「任意組織は徴収事務の交流を目的としており、総務省の認可なしで設立できる」「徴収や滞納処分を実行する法的権限はない」と全国商工新聞の取材に対して回答しています。

しかし実際には、現在、全国的につくられている任意団体では、地方税回収機構など名前を使つた「引受通知」や「最終通告」を納税者に送りつけ、差し押さえなど滞納処分を行うことを予告しています。

任意の回収機構を設立した新潟県は、商工新聞の取材に

寝屋川市議は「この間に、寝屋川市は滞納債権整理回収室をつくり債権回収を行ってきました。そこで市民のくらしを守る立場での債権回収につとめるよう求めしてきた。今回の機関が設立されることで機械的な、強圧的な債権回収が横行するのではないか。債権の回収は寝屋川市が責任をもつて対応することが必要だ。」と質問しました。

太田市議は「この間に、寝屋川市は滞納債権整理回収室をつくり債権回収を行つてきました。そんな中で、市民のくらしを守る立場での債権回収につとめるよう求めてきた。今回市は「機構においても税負担の公平性の観点から、根拠法令に則した適切な滞

14年12月市議会で太田市議は大阪府域地方税徴収機構（仮称）の設置について質問しました。一般的に地方税回収機構は、地方自治法を根拠法とし、徴収や滞納処分を実行します。

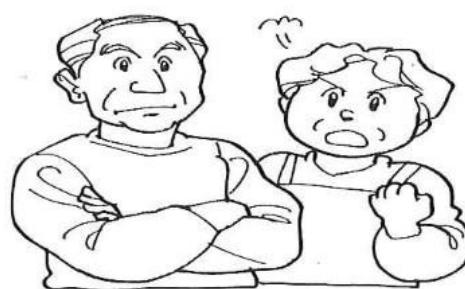
これに対し、今回寝屋川市が参加を予定している機関は「任意組織」です。府内の市町村の任意加入で構成され、府と市町村の職員を相互に併任させる相互併任方式で運営されます。設立の根拠法がなく、租税法律主義からも問題です。

総務省は「任意組織は徴収事務の交流を目的としており、総務省の認可なしで設立できる」「徴収や滞納処分を実行する法的権限はない」と全国商工新聞の取材に対して回答しています。

しかし実際には、現在、全国的につくられている任意団体では、地方税回収機構など名前を使つた「引受通知」や「最終通告」を納税者に送りつけ、差し押さえなど滞納処分を行うことを予告しています。

任意の回収機構を設立した新潟県は、商工新聞の取材に

## 任意組織に徴収や滞納処分を実行する法的権限はない



太田市議は「この間に、寝屋川市は滞納債権整理回収室をつくり債権回収を行つてきました。そんな中で、市民のくらしを守る立場での債権回収につとめるよう求めてきた。今回市は「機構においても税負担の公平性の観点から、根拠法令に則した適切な滞

## 滞納債権の回収は機械的な対応は改めよ



**太田とおる**

先日、「シングルマザーと子どものサポート養成講座」「DVを正しく知ろう」に参加しました。

DVとは、夫婦や恋愛など親しい関係において、一方が他方を支配することを目的としてふるわれる暴力です。被害者は、自分自身が「暴力を受けている」と自覚することが非常に難しいそうです。それは、相手が少なくとも自分が愛した人、自分が選んだ人であり、その行為が自分を傷つ

けるために行われてゐるとは認めたくない意識が働くからだそうですね。そしてサポートセンターとしての注意事項を聞きました。

この間、私も生活相談のなかでDVと思われる事例も聞くことがありました。そしてちゃんと対応が出来ていたのか。不安になることもあります。

忙しい中ですが、様々な学習会に参加し自らの力量を高める努力は今後ともしっかりと行って生きたいと思います。



ためであり、滞納処分の決裁権限は参加団体にあり、機構名での公権力はこうしました。

太田市議は「寝屋川市が参加を予定している（仮称）大阪府域地方税回収機構の役割・任務と法的根拠を示してください。」と質問をしました。

市は「機構に参加する理由は、市税収入の確保とさらなる徴収率の向上を図る

「（機構に）処分の権限はない」と回答しています。徴収・滞納処分という財産権の侵害にもあたる「公権力の行使」が市町村の手を離れ、第三者組織に移管される地方税回収機構や公売の事例がテレビなどマスコミで報じられています。

総務省は「任意組織の機構が発行する文書は行政文書ではございません。」と質問をしました。

太田市議は「寝屋川市が参加を予定している（仮称）大阪府域地方税回収機構の役割・任務と法的根拠を示してください。」と質問をしました。

市は「機構に参加する理由は、市税収入の確保とさらなる徴収率の向上を図る